



事務局報

社団法人 日本調査業協会

〔事務局より〕

平成20年度 第3回教育研修会 開催決定

平成20年度第3回教育研修会の開催が、以下の通り決定いたしました。

- 所管協会：九州調査業協会
- 協賛協会：四国調査業協会・中国ブロック調査業協会・沖縄県調査業協会
- 月 日：平成21年1月23日（金）
- 会 場：財大分県中小企業会館
- 時 間：午前10時30分受付開始
- 講 義：午前11時00分～午後5時00分
- 会 費：会員／従業員：5,000円 非会員：8,000円（弁当／テキスト改訂版付）
- 研修会終了後懇親会を開催いたします。（会費：5,000円）

この研修会は「探偵業法」第11条に基づく大事な研修会です。先の東京で開催いたしました研修会の第4時限目、警察庁木原警視の講義の中で「適正業務に心掛けていただきたい」というお話がありましたが、適正業務を実施するには大事な研修会です。今回は、大分県警察本部生活安全課より、ご講義を賜る事になりましたので、大勢のご参加を心よりお待ち申し上げます。

尚、詳細なスケジュールにつきましては、「事務局よりの掲示板」に掲載させて頂きましたので、必ずお読み頂きますようお願い申し上げます。

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-5-6 黒澤和泉町ビル202

Tel (03) 3865-8371 Fax (03) 3865-8002

IP電話：050-3329-4694 . 050-5507-5917

<http://www.nittyokyo.or.jp>

日調協 12 月の行事報告

○ 広告・広報委員会開催。

月 日：平成 20 年 12 月 08 日（月）

場 所：日調協 事務局

時 間：15 時 00 分～16 時 30 分

検討事項：日調協 HP のリニューアルについて

日調協 1 月の行事予定

○ 平成 20 年度第 3 回日調協主催教育研修会開催。

月 日：平成 21 年 1 月 23 日（金）

会 場：(財)大分県中小企業会館

単 位 協 会 の 動 向

○ 北海道調査業協会。

【理 事 会】：平成 20 年 12 月 26 日（金）

【新 年 会】：平成 21 年 01 月 21 日（水）

○ 東京都調査業協会。

【三 役 会】：平成 21 年 01 月 07 日（水）

【理 事 会】：平成 21 年 01 月 14 日（水）

○ (社)大阪府調査業協会。

【大阪府警立入検査】：平成 20 年 12 月 16 日（火）

○ 近畿調査業協会。

【月例研修会】：平成 20 年 12 月 08 日（月） 午後 1 時 30～

- 四国調査業協会。
【研修会及び忘年会】：平成 20 年 12 月 05 日（金）

- 九州調査業協会。
【理 事 会】：平成 20 年 12 月 10 日（水）
【日調協主催研修会】：平成 21 年 1 月 23 日（金） 大分県で開催。

事務局よりの掲示板

(社) 日本調査業協会
平成 20 年度 第 3 回教育研修会開催通知

受 付	10 : 30～		
開会式	11 : 00～11 : 15	司 会 九州調査業協会 開 会 宣 言 四国調査業協会 主 催 者 挨 拶 (社) 日本調査業協会 所 管 協 会 挨 拶 九州調査業協会	理事 松嶋 和久 氏 会長 坂口 潤子 氏 会長 山森 政雲 氏 会長 竹内 明士 氏
研 修 会 時 程 表			
I 時限	11 : 15～12 : 00	・ 探偵業法関連事案について	大分県警察本部 生活安全課 警部 渡部 良二 氏
休憩 (45 分)			
II 時限	12 : 45～13 : 35	・ 消費者契約法と調査契約・特定 商取引法のクーリングオフ制度 について	大分県消費者生活センター 次長 渡邊 好 氏
休憩 (10 分)			
III 時限	13 : 45～14 : 40	・ 探偵業法の解釈と運用	(社) 日本調査業協会 教育委員長 松本 耕二 氏
休憩 (5 分)			

IV時限	14：45～15：40	・探偵業法の解釈と運用 ・苦情関係の現況と対策	(社) 日本調査業協会 教育委員長 松本 耕二 氏
休憩 (10分)			
V時限	15：50～16：45	・公益法人法申請について ・事務局業務内容について	会 長 山森 政雲 氏 事務局長 中島 昭 氏
閉会式	16：45～17：00	(社) 日本調査業協会 専務理事 野畑 四郎 氏	

※ 予定と異なり変更が生じることが御座いますので、ご了承下さい。



平成 20 年度 第 1 回定例理事会議事録

1. 月日：平成 20 年 11 月 26 日 (水)
2. 時間：11 時 00 分～14 時 00 分
3. 会場：ちよだパークサイドプラザ (7 階 B 会議室)
4. 理事現在数：10 名
5. 出席者：山森・松本・野畑・伏見・鳥居・中島
委任状：竹内 (松本副会長)・小名 (野畑専務)・内藤 (山森会長)
吉岡 (山森会長)
事務局：長谷川
6. 欠 席：なし。
7. 陪 席：渡辺・和泉・小船井
8. 議 案
 - 1 報告事項
 - 会費納入状況
 - 加盟員入会状況
 - 日調協主催第 1 回教育研修会実施報告
 - 日調協主催第 2 回教育研修会開催報告
 - 警察庁主催公益法人実務担当者説明会参加報告
 - 2 議 案
 - (1) 会費前納について
 - (2) 公益法人及び業法制定に伴う都道府県別単位協会への移行について
 - (3) 会長会議交通費半額支給に対する基金借入について

- (4) 運営上の該当諸規程の一部改正について
- (5) その他必要事項

8. 開会・議事録署名人の選任

定刻より少し遅れ、司会の野畑専務理事より挨拶が行われた。引き続き、事務局より出席状況報告がなされ、定款第 23 条の規程による定足数を満たしているため、本理事会は有効に成立している旨の報告があった。その後会長より、加盟員さんから風通しが良くないとの意見があったので、委任された方は必ず報告してくださいとの要望が出された。更に、11 月 12 日に警察庁主催「公益法人実務担当者説明会」に参加いたしましたので、後ほど報告させていただきますとの挨拶が行われた。

引き続き、議事録署名人として松本副会長、野畑専務理事の 2 名を選任し、両氏もこれを承諾した。議事録作成は事務局でお願い致しますとのことで、直ちに議案の審議に入った。

9. 議事の経過の概要及びその結果

報告事項

- 会費納入状況・・・局長より報告。

資料 1 に基づき説明が行われ、25 日付けで北海道協会の入金報告がなされた。

又、京都協会及び中国ブロック協会が 3 ヶ月未納、松嶋雅美さんの長期未収の報告がなされ、松嶋氏の件は年度内に解決することになる。更に、資料 2 の収支報告（4～10 月分）、資料 3 の過去 5 年間の科目別統計表の説明がなされ、特に今年度は事業管理費が、役員構成及び会長・専務のはからいで、交通費及び日当等の無支給で過去最低の支出になっている説明が行われた。

会費未納は今後の新公益法人申請にも係わる事で、定款第 8 条で「著しく会費納入を怠った時は」と定められていることから、単位協会に定款違反になることを勧告し改善して頂くことで意見統一された。

- 加盟員入会状況・・・局長より報告。

資料 4 に基づき説明が行われ、本日現在入・退会が分かっている数をプラス、マイナスした総加盟員数 418 名の報告がなされた。

又、野畑専務より加盟員の減少に関する経緯が説明され、今後公益社団に向かって進めていくには財政の確立を図り、公益事業を推し進める必要がある。そのためには加盟員数の安定化が、不可欠であるとの意見が出された。

会長から、以前は政権奪取の為と思慮される加盟員数を作為的に増やされた経緯の事実があったが、今後はこのようなことがないように嚴重注意して頂きたいとの要望が出た。

- 日調協主催第 1 回教育研修会実施報告・・・松本副会長より報告。

50 名の出席でその内 11 名が非加盟員さんで、何とか加盟員さんになって頂きたく頑張っておりますと報告がなされた。

○ 日調協主催第2回教育研修会開催報告・・・野畑専務より報告。

参加者が156席満杯になっており、既に、20～30名の方についてお断りをしています。10月の月上旬に警察庁が警察大学で、主要都市の担当者を集めて研修会を開催し、現状の把握と今後の指導方針が検討されたと言う情報もありますので、相当厳しいご講義になるものと思われます。明日は、埼玉県警、警視庁からもご参加頂けるこのことで、関東ブロックにおきましては警視庁・各県警が力を入れて業界の指導・教育に当たっていくと思われ、その意味でも有意義な研修会になる予定ですと報告がなされた。

局長より、研修会開催に当り非会員宛の案内状送付に伴い、探偵業開示請求に関し警察庁が多量なるご尽力を頂き、現在9割がたの県の開示が行われたとの報告が行われた。

小船井組織拡大委員長より研修会時に、入会のご案内を作成したので配布したいとの提案が行われ承認された。

○ 警察庁主催公益法人実務担当者説明会参加報告・・・山森会長より報告。

経理関係は電子化にすれば簡単に処理出来るようです。

12月1日から5年間特定民法法人になり、5年の間に一般若しくは公益の申請をしなければ解散となります。主務官庁は警察庁です。

日調協の現状の活動を考えると公益性に乏しいためハードルが高い状況で、その中でも公益性の強い研修会の在り方と国民生活センターともタイアップした苦情処理の在り方を今後早急に、考えていくことが必要であると報告がなされた。

会長より補足をお願いしますと言うことで、局長より公益事業の在り方について説明が行われた。

- ① 新たな公益事業を設けることは必要なし
- ② 現在実施している公益事業活動の中で2～3の大事な事業を完全に実施する
- ③ 提出された公益事業は、公益認定委員会より主務官庁に確認
- ④ 公益事業は赤にならなければならないが、全体としては黒字でよい

専務より公益法人の申請に当り、財政の確立が必要と思うがどうかとの質問が出、局長より次のように回答がなされた。

当然のことで、主務官庁が予算上未収金の額が多すぎるということは、公益法人を申請するのであれば当然改善すべきと理解しております。又、現行の会費請求が前月末の加盟員数で翌月の10日に請求いたしますので、年度末は丸々1か月分の会費が未収計上されますので、請求方法を改善する必要があるとの説明がなされた。

議 案

第1号議案 会費前納について。

司会者より議案の経緯の説明をとのことで、局長より以下の説明が行われた。

主務官庁より未収金が多すぎるとの指導があり、また公益法人を申請する時に影響がでると思いますので、未収金を減らすことが必要と判断致します。従来は請求方法では年度末はどうしても、丸々1ヶ月分未収金計上になりますので請求方法の審議をお願い

致します。

役員より、資料 5-3 会費納入規程改正案の 1・2 が考えられるが、2 は次年度以降の対応になるのではないかと。厳しい経営状況の中で年 4 回に分けての前納は、単位協会の運営に支障をきたしかねないとの意見が出る。

審議をした結果 1 案を採用し、時期は 12 月分の会費請求時に 1 月分の会費（月初の加盟員数）も合わせて 2 か月分を請求。2 月以降は月初の加盟員数で 10 日までに請求書を発行し、途中退会者は返金しない。納入期限は現行の規程通り 20 日までに入金とすること。但し、規程の改正ではなく暫定措置で対応することで、採決の結果、全員異議なく、本件は可決承認された。

採決後、権利の停止についてはどうするかとの審議が行われ、現状で対応することで、採決の結果、全員異議なく、本件は可決承認された

第 2 号議案 公益法人及び業法制定に伴う都道府県別単位協会への移行について

司会者より議案の経緯の説明をとのことで、局長より以下の説明が行われた。

主務官庁の意向もあります。探偵業法が出来た以上届出が都道府県の公安委員会になるわけで、一都道府県に一協会を設置することが望ましいことであり、公益法人の申請にも繋がってくるのではないかと。又、会長・専務から提案がありました教育研修会の効果を構築していく上でも、各都道府県に協会があることが望ましい状況になってきておりますので審議をお願いいたします。

専務より、資料 5-1「会務執行規則」に基づき説明が行われ、もともと警察庁から都道府県に一つの単位協会ということを言われている以上は、方向付けが必要ではないかとの意見が出された結果。

会長からは、公益法人に移行した時は協会ではなくなるので、支部制にしたらどうかとの意見が出された。

更に、松本副会長からは組織拡大を考えた時は、1～2 年をかけて協会を作ることが先決で、後で支部に移行しても良いのではないかととの意見が出された。

探偵業の開示資料を見ると届出業者の数よりはるかに少ない協会があり、組織拡大をお願いしても実行性にかけている現状である。今後は、日調協主導型で行っていく必要性も考えれば、協会でのよいのではないかと様々な意見が出され、初め支部制を考えたが条件付で、単一協会を各都道府県に設置していくことで、採決の結果、全員異議なく、本件は可決承認された。

第 3 号議案 会長会議交通費半額支給に対する基金借入について

会長より、交通費半額支給の趣旨説明が行われた。但し、会費未納協会に対しては、会費に充当することで考えておりますがいかがでしょうか。

局長より、会費に充当することは経理上好ましくないと考えますとの意見が出、会長より一旦渡したお金を内金として入れてもらえばよいのではないかと説明があった。テクニク的な問題は別として、支給することはいかがでしょうかとの質問に対し、全員の協会長に交通費半額のお知らせをしているので問題はないとの意見が出る。

会費充当に関しては反対意見が多く出、日調協はやるべきことは実施して単位協会に

は義務を履行してもらうことが大事なことであるとの意見が出され、半額支給することで、採決の結果、全員異議なく、本件は可決承認された。

第4号議案 運営上の該当諸規程の一部改正について

野畑専務より提案がなされ、日調協の届出の名称が公安委員会に届け出た名称と必ずしも一致しないので、今後、苦情処理等の事務運営上からも資料5-6「加盟員の名称使用等に関する規程」第1条（趣旨）について、日調協の会員を構成員とする加盟員の名称は届出した商号、名称でもって、正会員の構成員とならなければならないとしなければ統制が取れなくなる。併せて、資料5-2「入退会審査規程」の第8条（入会申込添付書類）について、上記の変更に伴い「加盟員の届出名称及び届出営業所在地並びに全ての広告、宣伝名称」を追加した方が良いのではと意見が出された。

又、事務局長より以前に主務官庁からも、同様のアドバイスを頂いておりますとの報告がなされ審議し、採決の結果、全員異議なく、本件は可決承認された。

尚、資料5-4「調査業の広告等に関する掲載基準及びHPリンク規定案」については、前回の理事会で承認されているので、了承して下さいとのことで、全員賛成。

会長より、改訂作業が追いつかない規程は暫定措置で対応することで、採決の結果、全員異議なく、本件は可決承認された。

第5号議案 その他必要事項

野畑専務より、財政が益々厳しくなっておりまして前回の臨時総会で500万円の借入につきましては承認を頂いておりますので、承認に基づいてこれを運用していくことになる状況下にあるということだけをご承諾しておいて下さいと説明がなされ、採決の結果、全員異議なく、本件は可決承認された。

平成20年度 第1回会長会議事録

1. 月日：平成20年11月26日（水）
2. 時間：14時00分～17時00分
3. 会場：ちよだパークサイドプラザ（7階 B会議室）
4. 出席者：14名。
松本耕二（道調協）・一戸淳悦（東北協会）・土屋正博（甲信越協会）
金子雅弘（千葉協会）・野畑四郎（都調協）・渡辺美子（神奈川協会）
渡辺誠（静岡協会）・西橋和久（中部協会）・若木莞司（京都府協会）
山森政雲（近畿協会）・中野真理子（兵庫協会）・武健一（兵庫総合協会）
建部桂子（中国ブロック協会）・坂口潤子（四国協会） 敬称略
5. 欠席：東北中央協会・北関東協会・埼玉協会・東海協会・北陸協会・大調協
九州協会・沖縄協会
6. 陪席：伏見理事・鳥居理事・高橋倫理委員長

7. 議 案

1 報告事項

- 日調協の運営状況及び中期の方針について
- 新公益法人制度移行準備説明会の報告

2 議 案

- (1) 新公益法人申請準備について
- (2) 会費の3カ月分前納制について（平成21年度4月分以降実施案）
- (3) 現有諸規程改正について（改革委員会の設置及び委員の選出等）
- (4) 交通費半額支給について（第1回会長会議への出席者1名に対し）
- (5) その他必要事項

8. 開会・議事録署名人の選任

定刻より少し遅れ、山森会長より挨拶が行われた。引き続き、議事録署名人として松本副会長、野畑専務理事の2名を選任し、両氏もこれを承諾した。議事録作成は事務局でお願い致しますとのことで、直ちに議案の審議に入った。

9. 議事の経過の概要及びその結果

報告事項

- 日調協の運営状況及び中期の方針について。
運営状況については、各種委員会活動状況（参考）資料に基づき報告が行われた。中期の方針については財政の建て直し、公益性の高い事業の展開と新公益法人についての報告がなされた。
- 新公益法人制度移行準備説明会の報告
警察庁主催「公益法人実務担当者説明会」の報告及び、理事会で検討した結果報告がなされた。専務理事から、公益法人についてどのように日調協は対応していくかの方向性について、警察庁へ12月末までに計画書を提出する事になっているとの説明が行われた。

議 案

第1号議案 新公益法人申請準備について。

初めに、会長より公益法人申請の流れ、具体的方向性についての説明が行われ、12月1日からは「特例民法法人」になるとの説明が行われ、5年間の猶予期間のうちに申請をするためには、組織改革等が必要になりますとの説明がなされた。

引き続き、日調協としてはどの方向で行くかということを確認させて頂きたいとの発言があり、その後も役員から公益法人の詳細な説明、方向性、メリット等の細部に亘る説明が行われた。

最後に、出席者全員の会長からご意見を頂き、現状を考えれば研修会等でレベルアップをし、社会的認知を頂けるよう努力をするとともに、日調協としてはハードルが高いが、公益法人の申請に向かって進むべきであり、当然であると言う意見統一が行われた。

中国ブロック協会は、私個人では賛成することは吝かではないが、協会としては加盟員さんの意見も確認しなければならないので、私一人では回答は出来ないとの意見が出され、その後、採決の結果、賛成多数で、公益法人の申請をすることで本件は可決承認された。

採決後会長より、まだ理解しにくいということであれば会合に出向いていき、説明させて頂きますとの発言がなされた。

第2号議案 会費の3カ月分前納制について（平成21年度4月分以降実施案）

専務より、理事会で審議し厳しい現状中紛糾いたしましたでしたが、実施案となっておりますが検討案という事で、各単一協会に持ち帰って頂きご検討をしていただきたいとの説明が行われた。

局長より、前納制の理由説明が下記の通り行われた。

- ① 3月分会費が丸々未収金に計上になる
- ② 会費と他の長期未収金の合算が400～500万になる年があった
- ③ 公益法人申請に支障が出る

専務より、主務官庁より大きな金額が未収と言うことは協会としてあるまじき事であり、しっかりとした財政を考えていくべきとの強いご指導を受け、理事会で暫定措置として決議したことは、3月分も3月末までに納入する。時期は12月分の会費請求時に1月分の会費（月初の加盟員数）も合わせて2か月分を請求。2月以降は月初の加盟員数で請求し、3月分は3月末までに納入して頂くという決定を致しましたが、皆様のご意見をお聞きさせて下さいとの説明が行われた。

会長より、単位協会さんで後払いになっている協会さんはありますかとの問いに、静岡協会さんが後払いとの回答があった。他の協会さんからは先払いでやらなければ、運営できないのではとの意見が交わされた。

最後に会長より、未払い金計上があると公益法人申請に、弊害があるとの説明が行われ、ご協力をお願いしたいとの発言がなされ、採決の結果、全員異議なく、本件は可決承認された。

第3号議案 現有諸規程改正について（改革委員会の設置及び委員の選出等）

専務より、6月の臨時総会で原則凍結とさせて頂きましたが、もちろんそれでは機能しないわけで、会長より「改革委員会の設置及び委員の選考」と言う案が出されておりますが、執行部としましては方向性を示さなければという事で、午前中の会議でもって「加盟員の名称使用等に関する規程」を改正いたしまして、「探偵業法」第4条1項1号により届出した商号、名称、或いは個人名を持って日調協の加盟員の届出名称とする。理由は苦情等の対応で加盟員の判別が付けにくい、又、公益法人を申請するには統一をすることが必要で、今後は、公安委員会に届出をした名称を日調協に提出していただく。

それに基づき、「入退会審査規程」第8条（入会申込書添付書類）で、加盟員の届出名称及び、届出営業所在地並びに全ての広告、宣伝名称を、単一協会に入会するときに添付書類として提出して頂く事になります。普段使っている名称が使えなくなるということではありませんとの趣旨説明が行われた。

引き続き、「調査業の広告等に関する掲載基準及びHPリンク規定」及び「広告掲載の形容句及び不適切文言に関する注意事項」については、前執行部のときに変更すると言うことで決議されておりますので、御理解下さいとの報告がされた。

第4号議案 交通費半額支給について（第1回会長会議への出席者1名に対し）

会長より、今回の会長会は理事会と併合しておりますので、本来は支給しなくても良いのですが、先ほど事務局長より報告がありましたように、グラフを見て頂ければお分かり頂けますように、事業管理費が非常に削減されていますので片道ぐらいは支給したらどうですかとの趣旨説明が行われ、いかがでしょうかとの質問がなされた。

反対意見はなく、本件は可決承認された。

第5号議案 その他必要事項

専務より、先ほどの理事会で原則承認になりましたが、従来主務官庁よりご指導頂いております、都道府県一単一協会を議論させていただきます。

財政を考えれば未加盟業者にもっと入ってもらいたい、実例を挙げますと今度の研修会は満席の状態です。未加盟業者が40数社出席で、北関東さんは17名の未加盟業者が出席することになっており、この前提としては、主務官庁の強いご協力によって開示請求が実施され、ほとんどの警察から開示されております。未だのところも間もなく開示されると思います。

開示請求を見ますと大変な数ですが、日調協に加盟している業者は6分の1にも満たないと言う状況です。これは会員になってもらう為の十分な努力がされていないのか、折角役所から資料が出された訳ですから、非加盟業者に案内を出して欲しい。単一協会さんに努力をしていただき、未加盟業者に入会をして頂くようにご尽力を頂きたい、その為の費用等については今後日調協の方でも検討していくという方向で、ご尽力をして頂きたいとの説明が行われた。

松本副会長から、発送すると5%ぐらいが戻ってきますが、その戻ってきたものは警察に報告して下さいと、事例を挙げての説明が行われた。

会長より、時間がありますので他にご意見はありますかとの問いかけに、東北協会からホームページに掲載する形容句の使い方についての質問が出、専務理事より今まで通りで良いのではないかと回答がなされた。

専務より、今後の日調協の日程を説明して下さいとの指示により、事務局より報告がなされた。

- ① 第3回研修会：平成21年1月23日 大分県警がバックアップして下さいます。
- ② 第4回研修会：山森会長より2月の第2か第3週に予定。
- ③ 2月か3月に警察庁の立ち入り検査の実施が行われると思います。
- ④ 2月か3月に予算総会の実施予定です。

続きまして、会長より資料1をご覧頂ければ会費未納協会が2協会あり、定款等関係規程集に抵触していることが分かりますので、当該協会所属会員に実態調査を実施させて頂く予定でございますので至急ご納入下さい。尚、以前に通知致しました通り1ヶ月

以上滞納された協会についても、延滞理由書の提出がない限り実態調査を実施させて頂く方針でございますのでご注意ください。

平成20年12月末加盟員数

協会名	11月度 会員数	12月末加盟員数		
		入会	退会	計
北海道調査業協会	31		1	30
東北調査業協会	9			9
東北中央調査業協会	7			7
北関東調査業協会	10		1	9
甲信越調査業協会	5		1	4
埼玉県調査業協会	14			14
千葉県調査業協会	17			17
東京都調査業協会	79		1	78
神奈川県調査業協会	27			27
静岡県調査業協会	13			13
中部調査業協会	8			8
東海調査業協会	26		2	24
北陸調査業協会	7			7
京都府調査業協会	9		2	7
(社)大阪府調査業協会	62		2	60
近畿調査業協会	19			19
兵庫県調査業協会	8			8
兵庫県総合調査業協会	13			13
中国ブロック調査業協会	12			12
四国調査業協会	8			8
九州調査業協会	22			22
沖縄県調査業協会	1			1
合計	407	0	10	397

【組織の拡大にご協力をお願い致します】

【組織の拡大にご協力をお願い致します】

平成 20 年度苦情処理報告書

(H.21.01.07 日現在)

協 会 名		12 月分迄	備 考
北海道調査業協会	加 盟 員	1	11・12 月分未提出
	非加盟員	1	
東北調査業協会	加 盟 員	0	
	非加盟員	0	
東北中央調査業協会	加 盟 員	0	12 月分未提出
	非加盟員	0	
北関東調査業協会	加 盟 員	0	
	非加盟員	2	
甲信越調査業協会	加 盟 員	0	
	非加盟員	0	
埼玉県調査業協会	加 盟 員	0	
	非加盟員	0	
千葉県調査業協会	加 盟 員	1	12 月分未提出
	非加盟員	0	
東京都調査業協会	加 盟 員	19	12 月分未提出
	非加盟員	24	
神奈川県調査業協会	加 盟 員	0	11・12 月分未提出
	非加盟員	0	
静岡県調査業協会	加 盟 員	1	8～12 月分未提出
	非加盟員	3	
中部調査業協会	加 盟 員	0	
	非加盟員	0	
東海調査業協会	加 盟 員	1	12 月分未提出
	非加盟員	1	
北陸調査業協会	加 盟 員	0	7～12 月分未提出
	非加盟員	0	
京都府調査業協会	加 盟 員	0	6～12 月分未提出
	非加盟員	0	
(社) 大阪府調査業協会	加 盟 員	0	11 月分未提出
	非加盟員	0	
近畿調査業協会	加 盟 員	4	12 月分未提出
	非加盟員	0	
兵庫県調査業協会	加 盟 員	0	10・12 月分未提出
	非加盟員	8	
兵庫県総合調査業協会	加 盟 員	0	
	非加盟員	1	
中国ブロック調査業協会	加 盟 員	0	5・7～12 月分未提出
	非加盟員	0	
四国調査業協会	加 盟 員	1	
	非加盟員	1	
九州調査業協会	加 盟 員	4	12 月分未提出
	非加盟員	3	
沖縄県調査業協会	加 盟 員	0	
	非加盟員	0	

【組織の拡大にご協力をお願い致します】

社団法人 日本調査業協会倫理綱領

1. 職責自覚

加盟員は、業務の社会的使命を自覚して、職務を誠実公正に行うと共に国民生活に寄与するよう心掛けなければならない。

2. 信義誠実

加盟員は、調査は誠実に行って、正確を期し、料金は適正とし業者としての信義を重んじなければならない。

3. 法令遵守

加盟員は、業務の遂行に当っては常に法令を遵守すると共に、社会常識を逸脱することのないようにしなければならない。

4. 人権尊重

加盟員は、常に人権の尊重、擁護に配意し、他人の名誉権益を毀損したり、部落差別調査を行ったりしてはならない。

5. 秘密保持

加盟員は、業務上知り得た人の秘密をみだりに他人に漏洩したり発表してはならない。

6. 自己研鑽

加盟員は、常に人格を磨き、業務の知識技能の向上に努めなければならない。

7. 融和協調

加盟員は、相互に融和協調を計り、団結して業界の発展に努めなければならない。

社団法人 日本調査業協会自主規制

1. 基本的人権に関わる調査は絶対にこれを受件しない。
2. いわゆる「別れさせ屋」に準じた事案については絶対にこれをしない。
3. 電話番号のみから加入権者の架設住所・氏名の不正手法による情報入手は絶対にこれをしない。
4. いわゆる犯罪歴などについての風評以外の不正手法による情報入手は絶対にこれをしない。
5. 借入れの事実について金融機関等での不正手法による情報入手は絶対にこれをしない。
6. 調査結果について誇大、虚偽の報告は絶対にこれをしない。
7. その他、不適正な広告掲載や非合法と思われる営業活動及び調査手法は絶対にこれをしない。

【組織の拡大にご協力をお願い致します】